令和 7年　月　日

＊ この申請書は定額減税補足給付金（不足額給付）
において令和６年１月２日から令和６年１２月３１日
の間に板野町に転入した方が提出する様式です。

＊ この申請書を提出する場合は提出期限の令和７年１０月３１日
（当日消印有効）までに本人確認書類等を添えて、板野町役場
税務課まで提出してください。

調整給付金（不足額給付分）支給申請書

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和６年に支給した調整給付金（当初給付分）注の算定に際し、令和５年所得等を基にした推計額（令和６年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和６年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和６年分の推計所得税額又は令和６年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として１万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和６年の所得税（実績額等）及び令和６年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、申請します。

支給方法	**口座振込**
支 給 日	**支給日等については後日通知でお知らせします。**
支給口座	裏面に記載のとおり
支 給 額	下表のとおり

※空欄の場合は、裏面で振込口座を選択してください。

（1）調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和７年の所要額

令和６年分所得税分の控除不足額（①）［　　］円 ＋ 令和６年度分住民税所得割分の控除不足額（②）［　　］円 ＝ 控除不足額計（③）（①＋②）［　　］円

注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。

↓

令和７年の所要額（④）（上記③を１万円単位に切上げ）［　　］万円

支給額

令和７年の所要額（④）［　　］万円 － 調整給付金（当初給付分）支給額（令和６年）［　　］万円 ＝ 調整給付金（不足額給付分）支給額［　　］万円

↑

注）調整給付金（当初給付分）の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。

※各数値について手書きで記入し、令和6年度分（令和5年分）の個人住民税所得割の課税状況が分かる関係書類（所得課税証明書、源泉徴収票、確定申告書など）の写し（コピー）を添えて提出期限までに提出ください。
※上記の提出期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

【誓約事項・確認事項】　※該当する方のみ

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

- □ 令和５年所得が少額で、令和６年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。
  ※上記は令和５年所得について未申告の方のみ 該当する場合にチェック（レ）してください。
- □ 令和６年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和６年度分個人住民税所得割額の修正（非課税➡課税）がありました。
  ※調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。
- □ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記入内容に 相違 ありません。

氏名		確認日	令和　年　月　日	連絡先電話番号	

裏面も必ずご確認ください

（2）給付金の振込先口座の変更等

表面上部の口座欄が空欄の場合や、別の口座への振込みを希望する場合には、以下いずれか１つのチェック欄（□）にレを入れてください。

□　①　**マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。**
（通帳等の写しは不要）
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。

□　②　**下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。**（通帳等の写しは不要）
□　水道料引落口座　　□　住民税等の引落口座　　□　児童手当等の受給口座　（希望する場合はいずれか１つをチェック）
※　この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。

□　③　**下記の口座への振込を希望します。**
（通帳等の写しを本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。 長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 （6桁目がある場合は※欄にご記入下さい）		通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1　　0　※			

(注)金融機関で口座が作れない等、口座による受け取りが出来ない方は、板野町役場 税務課(６７２-５９８３)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日	電話　（　）

上記の者を代理人と認め、調整給付金（不足額給付分）の（確認・請求／受給／確認・請求及び受給）を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	本人氏名	署名

提出書類

□　**『調整給付金（不足額給付分）支給申請書』（本書類）**
※　必要事項をご記入ください。
　□　氏名、確認日、連絡先電話番号（一枚目表面）
　□　振込口座（一枚目裏面（一枚目表面の口座欄が空欄の場合などに記入））

□　**『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』**
※　確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

□　**『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』**
※　「（2）給付金の振込先口座の変更等」で③をチェックした場合のみ添付してください。
※　通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

□　『所得課税証明書、**源泉徴収票や確定申告書などの写し（コピー）』**
※　表面記載の各数値について、給付額算出に必要な数値が分かる令和6年度分（令和5年分）の上記書類の写し（コピー）を添付してください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
（記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）